



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 37 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (12) (消防防災課) 3
	鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則 (13) (労働政策課) 6
◇ 代表監査 委員訓令	鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 (2) (監査第一課) 8

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた市町村の防災・危機管理に対する取組を一層推進するため、女性の消防団員の増加を促すよう交付金の算定方法を改める。

2 規則の概要

- (1) 交付金算出基礎額の算定に用いる消防団員の数については、女性の数を2倍に加重するもの。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部改正について

1 規則の改正理由

労働市場の変化等に対応した職業能力の開発を図るため、鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科の新設及び廃止並びに訓練生定員の見直しを行うこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の訓練科を次のとおり改める。
 - ア 保育士養成科（定員5人、訓練期間2年）及び栄養士養成科（定員5人、訓練期間2年）を新設する。
 - イ ものづくり情報技術科の訓練生定員を40人（現行20人）に、介護福祉士養成科の定員を40人（現行35人）に増員する。
 - ウ コンピュータ制御科を廃止する。
- (2) 鳥取県立産業人材育成センター米子校の介護福祉士養成科の訓練生定員を30人（現行25人）に増員する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条、第4条関係）		別表（第2条、第3条、第4条関係）	
対象事業	交付金算出基礎額	対象事業	交付金算出基礎額
1 消防団を強化する事業	次に掲げる額の合計額	1 消防団を強化する事業	次に掲げる額の合計額
2 自主防災組織を強化する事業	1 事業割額×25/100× <u>（当該市町村の男性の消防団員の数+当該市町村の女性の消防団員の数×2）</u> / <u>（全ての市町村の男性の消防団員の数を合計した数+全ての市町村の女性の消防団員の数を合計した数×2）</u>	2 自主防災組織を強化する事業	1 事業割額×25/100× <u>当該市町村の消防団員の数</u> / <u>全ての市町村の消防団員の数を合計した数</u>
3 住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業	2・3 略	3 住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業	2・3 略
備考 略		備考 略	
様式第1号（第4条関係）		様式第1号（第4条関係）	
年 月 日		年 月 日	
職 氏 名 様		職 氏 名 様	
報告者 職 氏 名 <input type="text"/>		報告者 職 氏 名 <input type="text"/>	
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金見込額算出基礎データ報告書		年度鳥取県防災・危機管理対策交付金見込額算出基礎データ報告書	
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金に係る交付金算出基礎額の見込額算出のための数値について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。		年度鳥取県防災・危機管理対策交付金に係る交付金算出基礎額の見込額算出のための数値について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。	
記		記	
見込額算出のための数値		見込額算出のための数値	
消防団員数	男性 人 女性 人 合計 人	消防団員数	男性 人 女性 人 合計 人

自主防災組織	組織数	活動範囲内にある世帯数
	組織	世帯

自主防災組織活動範囲世帯数	組織世帯
---------------	------

様式第2号 (第5条関係) 年 月 日

様式第2号 (第5条関係) 年 月 日

職 氏 名 様
申請者 職 氏 名

職 氏 名 様
申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

記

1 交付金算出基礎数値

消防団員数	男性	女性	合計
	人	人	人
自主防災組織	組織数	活動範囲内にある世帯数	
	組織	世帯	

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等			
特別枠	円			
事業割数	消防団員	男性	女性	合計
	数	人	人	人
自主防災組織活動範囲世帯数		組織世帯		

2 略

2 略

様式第3号 (第7条関係) 年 月 日

様式第3号 (第7条関係) 年 月 日

職 氏 名 様
申請者 職 氏 名

職 氏 名 様
申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書
年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書
年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

記

1 略

1 略

2 交付決定額等

2 交付金算出基礎額及び交付決定額

(単位：円)

(単位：円)

区分	対象事業費	交付金の額
----	-------	-------

区分	交付金算出	対象事業費	交付金の額
----	-------	-------	-------

				基礎額			
交付決定額				交付決定額			
実績額				実績額			
差引額				差引額			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成30年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成29年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(職業訓練の種類等)						(職業訓練の種類等)					
第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	普通課程	ものづくり情報技術科	<u>40人</u>	2年	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	<u>15人</u>	2年
			土木システム科	10人	1年				ものづくり情報技術科	<u>20人</u>	2年
			木造建築科	10人	1年				土木システム科	10人	1年
			介護福祉士養成科	<u>40人</u>	2年				木造建築科	10人	1年
保育士養成科	<u>5人</u>	2年	介護福祉士養成科	<u>35人</u>	2年						
栄養士養成科	<u>5人</u>	2年									
	短期課程	総合実務科	15人	1年以内において <u>知事が別に定める期間</u>		短期課程	総合実務科	15人	1年以内において <u>商工労働部長が別に定める期間</u>		
鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」とい	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年	鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」とい	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年				設計・インテリア科	20人	1年
			デザイン科	20人	1年				デザイン科	20人	1年
			介護福祉士養成科	<u>30人</u>	2年				介護福祉士養成科	<u>25人</u>	2年

<p>う。) </p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>雇用情勢等に即応するため、次に掲げる短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、知事が別に定めることができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(教科及び訓練時間)</p> <p>第3条 センターの行う職業訓練の教科及び訓練時間は、<u>知事が別に定める。</u></p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第11条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める職業訓練は、<u>介護福祉士養成科、保育士養成科及び栄養士養成科</u>において行う職業訓練とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>う。) </p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>商工労働部長は、次に掲げる短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(教科及び訓練時間)</p> <p>第3条 センターの行う職業訓練の教科及び訓練時間は、<u>商工労働部長が別に定める。</u></p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第11条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める職業訓練は、<u>介護福祉士養成科</u>において行う職業訓練とする。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第2号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

鳥取県代表監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局長の委任決裁事項) 第3条の2 代表監査委員は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略	(事務局長の委任決裁事項) 第3条の2 代表監査委員は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。 <u>(1) 職員の扶養手当に係る認定及び通勤手当に係る事実の確認に関すること。</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略

附 則

この訓令は、平成30年 4月 1日から施行する。